

事業継続力強化計画に係る認定について

当社の『事業継続力強化計画』は、中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、利和4年1月18日付けで経済産業省の認定を受けました。

当社は損害保険代理店・生命保険代理店として、大規模災害が発生した際にも事業継続を行うことにより、被害を受けられた皆様の正しく速やかな保険金請求をお手伝い致します。地域の皆様の安心・安全な生活と、地域企業の皆様の経済活動が安定的に行えるように、大規模災害発生時の対応を想定しながら、事業継続力強化に取り組んでまいります。

<中小企業庁> 事業継続力強化計画について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>